

議案第101号

大口町部設置条例の一部改正について

大口町部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、重要な行政課題に対応するため組織機構を見直すことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町部設置条例の一部を改正する条例

大口町部設置条例（平成20年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「産業建設部」を「建設部」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) まちづくり部

- ア 企業支援に関すること。
- イ 商工業に関すること。
- ウ 都市計画及び建築に関すること。
- エ まちづくりに関すること。
- オ 空き家対策に関すること。
- カ 農業に関すること。
- キ 環境衛生及び公害に関すること。

第2条第5号中「産業建設部」を「建設部」に改め、同号ウからオまでを削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

大口町部設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>まちづくり部</u></p> <p>ア <u>企業支援に関すること。</u></p> <p>イ <u>商工業に関すること。</u></p> <p>ウ <u>都市計画及び建築に関すること。</u></p> <p>エ <u>まちづくりに関すること。</u></p> <p>オ <u>空き家対策に関すること。</u></p> <p>カ <u>農業に関すること。</u></p> <p>キ <u>環境衛生及び公害に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>建設部</u></p> <p>ア 道路、河川その他土木に関すること。</p> <p>イ 下水道に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>まちづくり部</u></p> <p>ア <u>都市計画及び建築に関すること。</u></p> <p>イ <u>企業支援に関すること。</u></p> <p>ウ <u>まちづくりに関すること。</u></p> <p>エ <u>空き家対策に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>産業建設部</u></p> <p>ア 道路、河川その他土木に関すること。</p> <p>イ 下水道に関すること。</p> <p>ウ <u>環境衛生及び公害に関すること。</u></p> <p>エ <u>商工業に関すること。</u></p> <p>オ <u>農業に関すること。</u></p>

改 正 要 旨

1 改正の概要

平成29年度にまちづくり推進室を、平成30年度にはまちづくり部を設け、土地利用の見直しを踏まえ、企業拡張等用地として活用可能な場所の提供に取り組んできました。この間大規模な用地提供施策もある程度進み、小規模・中小企業振興条例案も形になり、農地保全のための農業振興施策もまちづくりの一環とする事で、さらなる施策推進を目指すため組織の見直しを行うものです。

なお、課名称や分掌事務、その他の業務の見直しを行うため、事務分掌規則も合わせて改正します。

2 改正の概要

改正内容は次の表のとおりです。

新組織

部	課	主な分掌事務
総務部	行政課	例規、選挙、統計調査、庁舎管理、電算処理、情報化推進
	税務課	町民税、固定資産税、徴収
	政策推進課	政策・企画、財政、人事、ふるさと納税、都市間交流
	秘書広報室	秘書、栄典、渉外、 <u>広報広聴</u>
まちづくり部	企業支援課	企業立地推進、企業支援相談窓口、 <u>商工業振興事業</u>
	まちづくり推進課	都市計画・建築、シティプロモーション、空き家対策 <u>農業委員会、農業振興、観光振興</u>
	<u>環境対策室</u>	ごみ減量・資源化対策、環境保全、し尿処理
	<u>資源リサイクルセンター</u>	リサイクルセンター管理
<u>建設部</u>	建設課	道路・河川排水・橋りょう整備、下水道整備・管理運営
	維持管理課	道路・河川排水維持、公園整備、町営住宅

旧組織

部	課	主な分掌事務
総務部	行政課	例規、選挙、統計調査、庁舎管理、電算処理、情報化推進
	税務課	町民税、固定資産税、徴収
	政策推進課	政策・企画、財政、人事、ふるさと納税、広報広聴、都市間交流
	秘書室	秘書、栄典、渉外
まちづくり部	企業支援課	企業立地推進、企業支援相談窓口
	まちづくり推進室	都市計画・建築、シティプロモーション、空き家対策
産業建設部	建設課	道路・河川排水・橋りょう整備、下水道整備・管理運営
	維持管理課	道路・河川排水維持、公園整備、町営住宅
	環境経済課	ごみ減量・資源化対策、環境保全、し尿処理 農業委員会、農業振興、商工業振興事業
	資源リサイクルセンター	リサイクルセンター管理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。